

令和2年6月19日

専任教員 各位

大学長 江藤 秀一

短大部学長 木宮 健二

6月19日以降における大学・短大部専任教員の勤務について（お知らせ）

国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日に緊急事態宣言を解除し、今後「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設けて外出の自粛要請等を緩和するなど、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることにしました。

国では、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染リスクなどについて評価を行いながら、外出の自粛、催事の開催制限等を段階的に緩和するとしており、本日から全国での都道府県をまたぐ行動制限が緩和されました。

こうした国の方針および静岡県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、本学の専任教員の勤務については下記のとおりといたします。なお、国や県の方針に応じ、本学におきましてもこれらの対応を変える場合もあり得ることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、今後もホームページ上に情報を公開しますので、ご確認をお願いします。

| |
|---|
| アンダーライン部分が、前回（6月3日付通知「6月8日以降における大学・短大部専任教員の勤務について」）からの変更・追記箇所となります。 |
|---|

記

1. 期間

6月19日～7月9日

2. 静岡県外からの通勤や静岡県内外への（からの）往来について

（1）静岡県外からの通勤について

可とします。ただし、この場合でも感染防止の観点から公共交通機関の利用はなるべく避け、可能な限り自家用車等を利用してください。

（2）静岡県内外への往来（出張等）について

可とします。

（3）外国への往来（出張等）について

前期期間中の外国への往来（出張等）は不可とします。

3. ポータルサイト等を活用した授業を行う場合の勤務について

自宅など、学外から教育活動を行っていただいても差し支えありません。ただし、就業時間内のすべてにわたる時間を私的な行楽や娯楽に向ける場合は、必ず有給休暇をお取り下さい。

4. 学生指導について

感染防止に最大限配慮し、対面での指導も可とします。

5. 各種会議や打ち合わせについて

原則としてテレビ会議やオンライン会議、またはメールや電話で行ってください。

対面で行う場合は、感染防止に最大限配慮して、広い空間で換気に留意し、互いにソーシャルディスタンス（2メートルほどの距離）を保ち、短時間で行ってください。

6. ホームページの定期的な確認について

新型コロナウイルス感染症対策をはじめ重要なお知らせは、本学のホームページ上に公開しておりますので、定期的にご確認ください。

7. ハラスメントの防止について

今般、県内の大学に勤務する教員が、学生に対するハラスメントにより当該大学から懲戒解雇の処分を受けました。

アカデミック・ハラスメントとされないために、「相手を対等な人格として認め、その人格を尊重する姿勢を忘れない」「教育、指導、評価は、あくまでも公平・中立・公正に」（6/17 FSDS研修会）を常に念頭に置き、大学人として適切な対応をお願いします。

【本件担当】

事務局長 佐々木 弘

TEL (内) 710-2205